平成２１年（フ）第１８８号
鳥取県米子市博労町２丁目145番地７八千代荘２－２号
債務者　西村　千鳥
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９１号
鳥取県米子市上福原２丁目２番27号
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９８５号
広島県東広島市八本松町宗吉1332番地11
債務者　小川　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３８号
広島市佐伯区三宅４丁目３番11号　104
債務者　新木　加奈
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５０９号
愛媛県松山市南久米町778番地１
債務者　渡辺　武志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１０号
愛媛県松山市南久米町778番地１
債務者　渡辺八重子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１１号
愛媛県松山市萱町４丁目３番地９　マルイマンション302号
債務者　渡邉　　厚
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
愛媛県松山市水泥町333番地201
債務者　中川　　洋
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
福岡県嘉麻市漆生919番地１
債務者　松尾　優希
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県田川郡福智町伊方4256番地１
債務者　野村　理恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５７１号
大分市大字曲614番地
債務者　橋本　克巳
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８２号
大分県別府市石垣西３丁目９番６－303号グランビルタツカワ
債務者　井手野孝宏
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市桜島白浜町1138番地
債務者　大濱いづみ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯５丁目44番15号
債務者　山下　敏郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目13番７号本野ビル202号
債務者　大石　則子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目30番10―105号
債務者　積　　朋香
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目４番８号
債務者　渡邉　博文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4044番地
債務者　有村　正男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係